

## 枚方市訓令第 6 号

### 枚方市職員健康管理規程の一部を改正する訓令

枚方市職員健康管理規程（昭和39年枚方市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「就業禁止」の次に「の措置」を、「平成7年枚方市規則第15号」の次に「。以下この条において「勤務時間規則」という。」を加え、同条第2項中「市長は、」の次に「勤務時間規則第17条の規定による」を、「病気休暇の期間」の次に「（勤務時間規則第14条第3項第5号に規定する通年任用の会計年度任用職員等にあつては、勤務時間規則別表第8の1の表通年任用の会計年度任用職員等（1週間の勤務日数が1日以上である者又は週以外の期間によって勤務日数が定められる者で、1年間の勤務日数が48日以上であるものに限る。）が負傷又は疾病（臨時的任用職員にあつては、公務上又は通勤によるものを除く。）のため療養する必要がある場合の項の規定による勤務しない場合の特例の期間を含む。）」を加え、「（公務上又は通勤による負傷又は疾病にあつては、症状固定日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至つたと認められた日をいう。）の翌日から起算した期間をいう。）が3月」を削る。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。